

令和7年度

東京都働きやすい職場環境づくり
推進奨励金のご案内

最大100万円

次の奨励対象事業から実施するコース・事業を選択し、取組を実施した場合、
合計100万円の範囲内で奨励金の支給を受けることができます。

コース・事業名および概要		交付額
A 育児と仕事の両立推進コース		
① 育児と仕事の両立制度整備事業	育児と仕事の両立支援のための休暇制度等を新たに整備	20万円
② 男性の育児参加推進事業	男性の育児参加を推進するための目標や取組内容を設定	20万円
③ 育児中の従業員のための多様な働き方整備事業	育児中の従業員が各自の状況に応じた柔軟な働き方を選択できるよう、 法を上回る育児休業制度や子育て支援制度等を新たに整備	40万円
B 介護と仕事の両立推進コース ※介護の対象には、障害のある子や医療的ケア児も含まれます。		
① 介護と仕事の両立推進事業	介護と仕事の両立に関する相談窓口を社内に設置し、取組計画を策定	40万円
② 介護離職防止のための制度整備事業	介護中の従業員が各自の状況に応じて柔軟な働き方ができるよう、 法を上回る介護休業制度や、介護サービス利用支援制度等を新たに整備	40万円
追加取組 経営者・管理職への体験型研修の実施 NEW		
A①、A②、A③、B①、B②のいずれかに加えて、経営者・管理職への体験型研修を実施すると さらに 20万円加算 されます！（加算額を含め上限額は100万円） ※複数のコース・事業で制度整備した場合も加算額は20万円です。		20万円
C 病気治療と仕事の両立推進コース		
病気治療と仕事の両立に関する相談窓口を社内に設置し、 病気治療のための休暇制度や多様な勤務形態制度等を新たに整備		20万円
追加取組 ジョブリターン制度の整備		
A①、A③、B②、Cのいずれかに加えて、ジョブリターン制度を整備すると さらに 20万円加算 されます！（加算額を含め上限額は100万円） ※複数のコース・事業で制度整備した場合も加算額は20万円です。		20万円

昨年度からの主な変更点（詳細、その他の変更点は申請の手引きをご確認ください）

【A、Bコース】

▶ 追加取組「経営者・管理職への体験型研修の実施」を新設します。

【Aコース①「育児と仕事の両立制度整備事業」】

▶ 取組事項1「育児と仕事の両立支援制度の整備」において、子どもの看護等休暇を無給から有給に変更した場合も奨励対象とします。

【Bコース①「介護と仕事の両立推進事業」】

▶ 取組事項1「相談窓口の設置」において、一部を外部（社外）に委託できるよう要件を緩和します。

事業の流れ

1 事前エントリー

申請希望事業者は、受付日に事前エントリーを行ってください。

※事前エントリーは「TOKYOはたらくネット」から、**企業の担当者が直接行ってください**。代理人によるエントリーは認められません。

※5回に分けて受付を行います。受付時間は受付日の10時～15時です。

※**先着順ではありません**。予定社数を上回る場合は抽選を行います。

《スケジュール》

	事前エントリー受付日	申請書類提出期限	事業実施期間（3ヶ月以内）	予定社数
第1回	6月4日（水） 6月5日（木）	7月2日（水）	8月6日～11月5日	130社
第2回	6月26日（木） 6月27日（金）	7月25日（金）	9月10日～12月9日	160社
第3回	7月29日（火） 7月30日（水）	8月29日（金）	10月10日～1月9日	160社
第4回	8月28日（木） 8月29日（金）	9月29日（月）	11月10日～2月9日	120社
第5回	9月29日（月） 9月30日（火）	10月28日（火）	12月10日～3月9日	30社

2 申請可否の連絡

事前エントリーの結果をEメールにてご連絡します。

※申請可能企業へは申請先をお伝えします。＜申請先＞労働相談情報センター（飯田橋ほか都内4事務所）

3 奨励金の申請

郵送等により、申請先へ交付申請書類を提出してください。

※代理提出の場合は、委任状が必要です。

4 交付決定

決定後、交付決定通知書を送付します。

※交付決定の連絡を受ける前に奨励事業に着手しないようご注意ください。

5 奨励事業の実施

都が定めた事業実施期間内で奨励事業を実施してください。

6 実績報告

事業終了後、都が定めた期日までに実績報告書類を提出してください。

7 交付額確定

実績報告書類をもとに交付額を確定し、奨励金を支給します。

その他要件等の詳細は、下記ホームページより募集要項をご覧ください。

TOKYOはたらくネット

働く環境の改善 ▶ 働きやすい職場環境づくりの支援 ▶ 東京都働きやすい職場環境づくり推進奨励金

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/koyoukankyo/shourei/>

お問合せ先 ▶ 東京都労働相談情報センター 03-5211-2248

▶ 大崎事務所 03-3495-8250

▶ 亀戸事務所 03-3682-6321

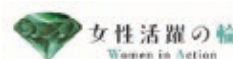
▶ 池袋事務所 03-5954-6505

▶ 多摩事務所 042-595-8790



本事業に取り組んでいる中小企業は、東京都中小企業制度融資「女性活躍推進融資（TOKYOウィメン・biz・サポート）」の対象となり、信用保証料2/3補助や利率優遇を受けることができます。詳細は、<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/sangyo-rodo/9-women-biz-for-r7-pdf>をご覧ください。

人口減少社会の中で、豊かで多様性ある社会をつくるには、人口の半分を占める女性の力を最大限引き出していくことが不可欠です。東京のみならず日本全体に女性活躍の輪を広げていくため、これまで東京都が推進してきた様々な取組を「女性活躍の輪 Women in Action」（WA）として位置づけ、気運醸成を進めています。



東京都では、就職の機会均等を確保するために、本人の適性と能力に基づく公正な採用選考をするよう事業者の皆様のご理解とご協力を願っています。詳細は、<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/>をご覧ください。



古紙配合率50%以上再生紙を使用しています

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。